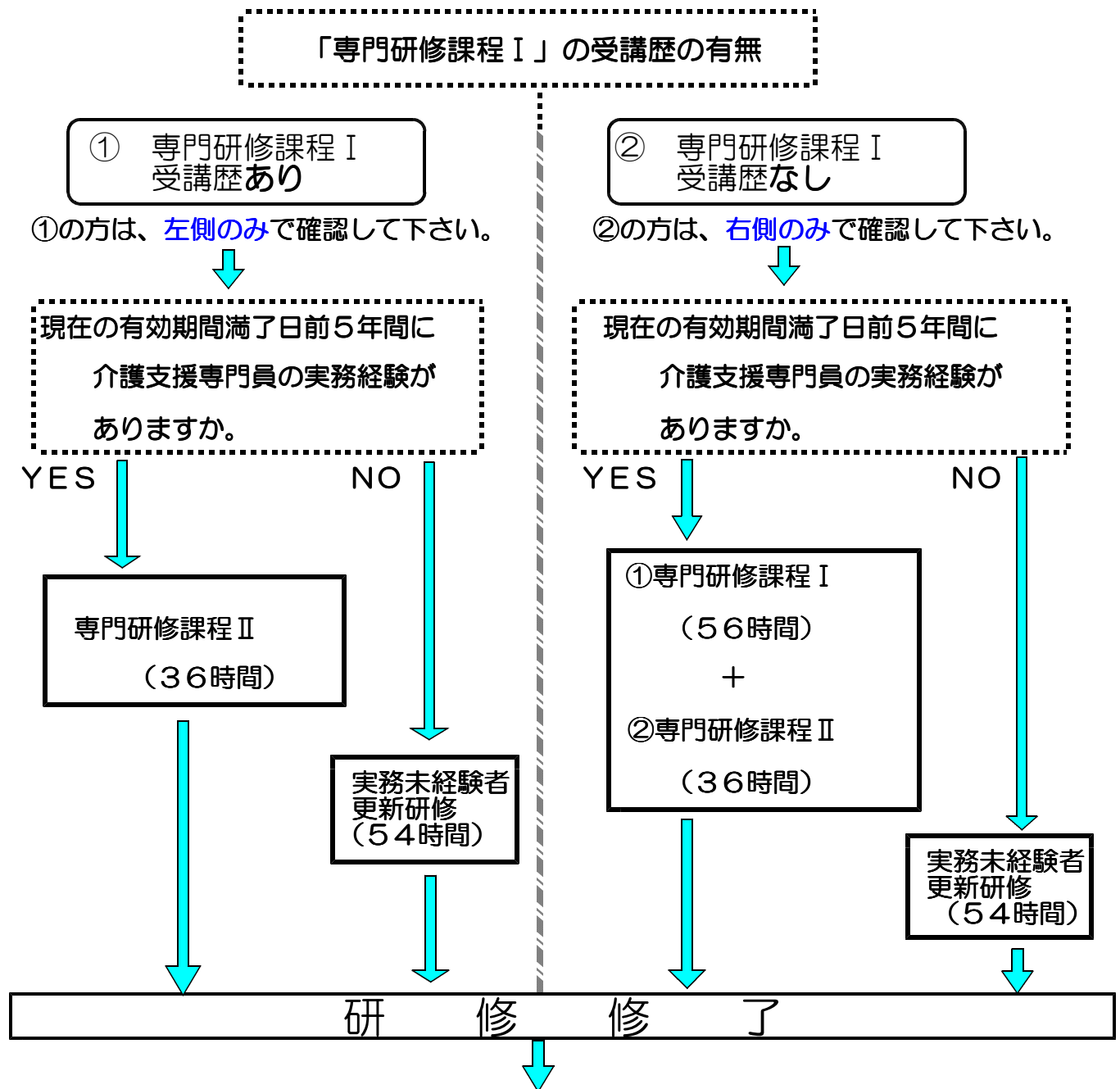


【2回目以降の更新について】

- 2回目または3回目の更新に必要な研修は、「今まで更新のために受講した研修」と「現在の有効期間満了日前5年間に於ける実務経験の有無」で異なります。



登録地が群馬県の方は、有効期間満了日の1年前になったら

有効期間満了日の1か月前までに、県庁介護高齢課（企画・介護保険係）へ**更新手続き**を済ませてください。

（登録都道府県が群馬県以外の方は、登録した都道府県へ更新申請してください。）

有効期間満了日を過ぎると、修了した研修では介護支援専門員証の更新ができなくなります。

介護支援専門員の業務をするためには、有効期間のある写真付の介護支援専門員証が必要です。

※ 更新手続きを行うために必要な研修とは、現在の介護支援専門員証の有効期間満了日前5年間に受講した研修です。

更新手続きの問合せ先 県庁介護高齢課企画・介護保険係 電話027-226-2562（直通）